

令和2年度

川崎市食品衛生監視指導計画

川崎市

目次

はじめに	・・・	1
第1 重点的に監視指導を実施すべき項目	・・・	1
第2 監視指導の実施体制に関する事項	・・・	2
第3 施設への立入検査に関する事項	・・・	7
第4 食品の収去検査等に関する事項	・・・	7
第5 計画の実施状況の公表に関する事項	・・・	8
第6 一斉取締りの実施に関する事項	・・・	8
第7 食中毒等健康危害発生時の対応に関する事項	・・・	8
第8 計画策定に係る情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション） の実施に関する事項	・・・	9
第9 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の実施に関する事項	・・・	9
第10 関係者相互間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション） の実施に関する事項	・・・	9
第11 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上に関する事項	・・・	11
別表1 主な食品群ごとの重点監視指導項目	・・・	12
別表2 年間立入検査回数（市場を除く。）	・・・	13
別表3 年間立入検査回数（市場）	・・・	14
別表4 収去等実施計画（衛生課・食品専門監視担当）	・・・	15
別表5 収去等実施計画（中央卸売市場食品衛生検査所）	・・・	16
別表6 試験検査実施計画（健康安全研究所）	・・・	17
別表7 試験検査実施計画（中央卸売市場食品衛生検査所）	・・・	18
別表8 その他の検査（拭取り等）	・・・	19
用語解説集（文章中.....*で示した用語を解説しています。）	・・・	20

はじめに

近年、腸管出血性大腸菌*やノロウイルス*による集団食中毒、食品への異物混入等、食品の安全性を揺るがす問題が発生しています。

また、本年度は東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、市内への宿泊客や飲食店利用客の増大が見込まれます。

厚生労働省では、食品の安全性の更なる向上を図るため、平成30年6月に食品衛生法を改正し、

- ・広域的な食中毒事案への対策強化
- ・HACCP（ハサップ）*に沿った衛生管理の制度化
- ・食品リコール情報の報告制度の創設

などが規定され、その大部分が令和2年6月に施行される予定となっています。

こうした中で、本市では、効率的かつ効果的に監視指導を行い、食品の安全性を確保するため、食品衛生法の規定に基づき「令和2年度川崎市食品衛生監視指導計画」を策定しました。

第1 重点的に監視指導を実施すべき項目

1 一般的な共通事項

(1) 食品等の基準への適合

食品や添加物等が、食品衛生法の規定に基づき販売等が禁止されているものでないこと、食品衛生法で定める規格又は基準への適合等について確認するとともに、その遵守を徹底します。

また、アレルギー*、消費期限等の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項の表示について、食品表示法*に規定する食品表示基準への適合を確認するとともに、その遵守を徹底します。

(2) 施設、取扱いに関する基準への適合等

施設の基準や「川崎市食品衛生法に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例*」（以下「管理運営基準条例」という。）に規定する基準への適合を確認するとともに、その遵守を徹底します。

また、高度化した食品の製造技術、広域化かつ多様化した流通実態を踏まえ、一般衛生管理の実施状況を確認し、その遵守を徹底するとともに、必要に応じ、危害分析と危害発生防止措置の実施状況を確認します。

HACCPについては、食品ごとの特性、業態、事業規模等を踏まえて弾力的に指導を行うことで、その導入を推進するとともに、相談があった場合には、助言や指導を行います。

大量調理施設については、大量調理施設衛生管理マニュアル*に基づき監視指導を行います。

なお、大量調理施設に該当しない施設であっても、病者、高齢者、児童等が主に使用する施設については、同マニュアルの趣旨を踏まえた監視指導を行います。

2 食品供給行程（フードチェーン）を通じた重点監視指導項目

農畜水産物の生産から消費者への販売までの各段階において、食品衛生上の危害の発生を防止するため、別表1に示した項目について重点的に監視指導を行います。

第2 監視指導の実施体制に関する事項

1 実施機関

(1) 健康福祉局保健所

ア 食品安全課

(ア) 食品安全担当

食品衛生に係る事業の企画立案や関係機関との連絡調整を行います。

また、営業者等の法令遵守状況、食中毒発生状況、苦情事例等を分析するとともに、市民や関係機関等と意見交換や情報交換を行い、食品衛生監視指導計画を策定・公表します。

(イ) 食品専門監視担当

広域流通食品取扱施設、大規模食品製造施設、地方卸売市場南部市場等の監視指導を専門的に行うとともに、H A C C P に沿った衛生管理の導入促進を行います。

(ウ) 食品表示担当

食品表示法に係る事業の企画立案や関係機関との連絡調整を行います。

また、食品表示に係る相談や苦情には関係機関と連携するとともに、食品表示法に基づき監視指導を行います。

イ 中央卸売市場*食品衛生検査所

国内外からの多種多様な食品が大量に流通する中央卸売市場北部市場の監視指導及び流通食品等の検査を行うとともに、H A C C P に沿った衛生管理の導入促進を行います。

- (2) 各区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）衛生課
食品等取扱施設の監視指導を行うとともに、食品等の収去*検査や官能検査*を行います。

また、市民や営業者等からの相談に対応するとともに、H A C C P に沿った衛生管理の導入促進や衛生教育、啓発活動を行います。

(3) 健康安全研究所

収去検体や苦情食品等の試験検査を実施するほか、食中毒等が発生した場合には病因物質の検査を行うとともに、検査情報として健康安全研究所のホームページに掲載します。

また、食品衛生法に規定される検査等の業務管理[※]要綱の改正を見据えた精度管理を推進し、必要な検査機器の整備に努めるとともに、食の安全に関する多様な調査研究により公衆衛生上の課題解決を目指します。

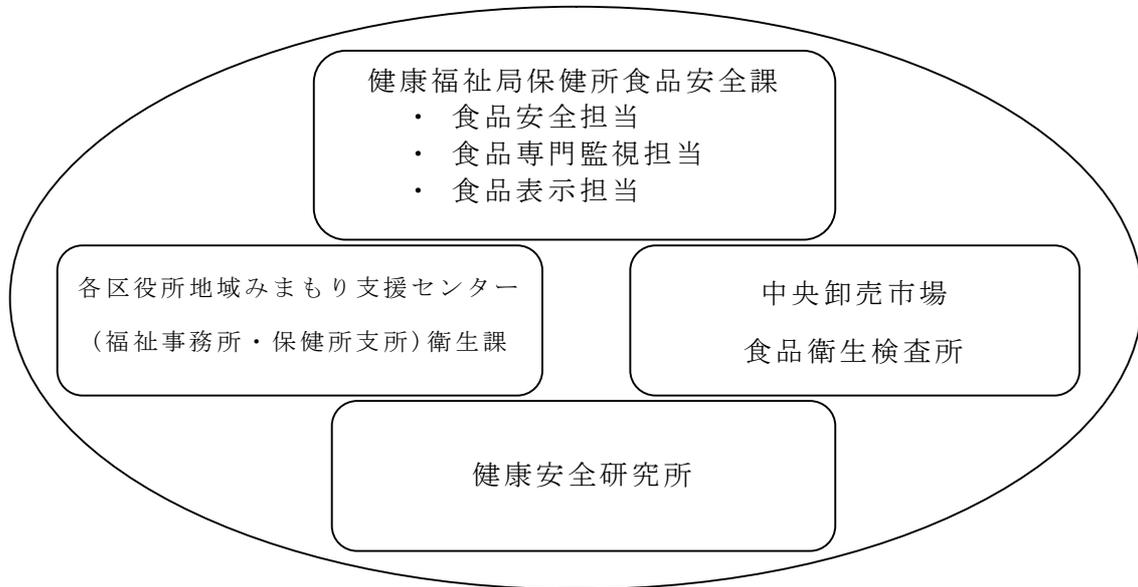


図1 市内実施機関

2 連携体制

(1) 庁内関係部局

社会福祉施設等を所管するこども未来局や健康福祉局の各部をはじめ、経済労働局の都市農業振興センターや消費者行政センター等と連携して対応します。

(2) 関係自治体

全国食品衛生主管課長会議等において課題を共有するとともに、広域流通食品に係る違反を発見した場合や食中毒が発生した場合は、連携して対応します。

(3) 国の機関

ア 厚生労働省

広域的な食中毒が発生した場合は、厚生労働大臣が設置した広域連携協議会[※]を活用し、国や都道府県等と相互に連携協力して対応します。

また、輸入食品に係る違反が発見された場合も連携して対応します。

イ 消費者庁

広域かつ重大な健康被害の発生につながるおそれがある表示違反が発生した場合は、連携して対応します。

ウ 農林水産省

食品表示法の品質事項に係る違反で、事業者が広域事業者である場合や農畜水産物の残留農薬*基準違反等が発生した場合は連携して対応します。

(4) 関係団体等

一般社団法人川崎市食品衛生協会*等と連携し、衛生講習会や情報提供を通じて、H A C C Pをはじめとした営業者等の自主的な衛生管理を支援するとともに、市民への啓発活動を行います。

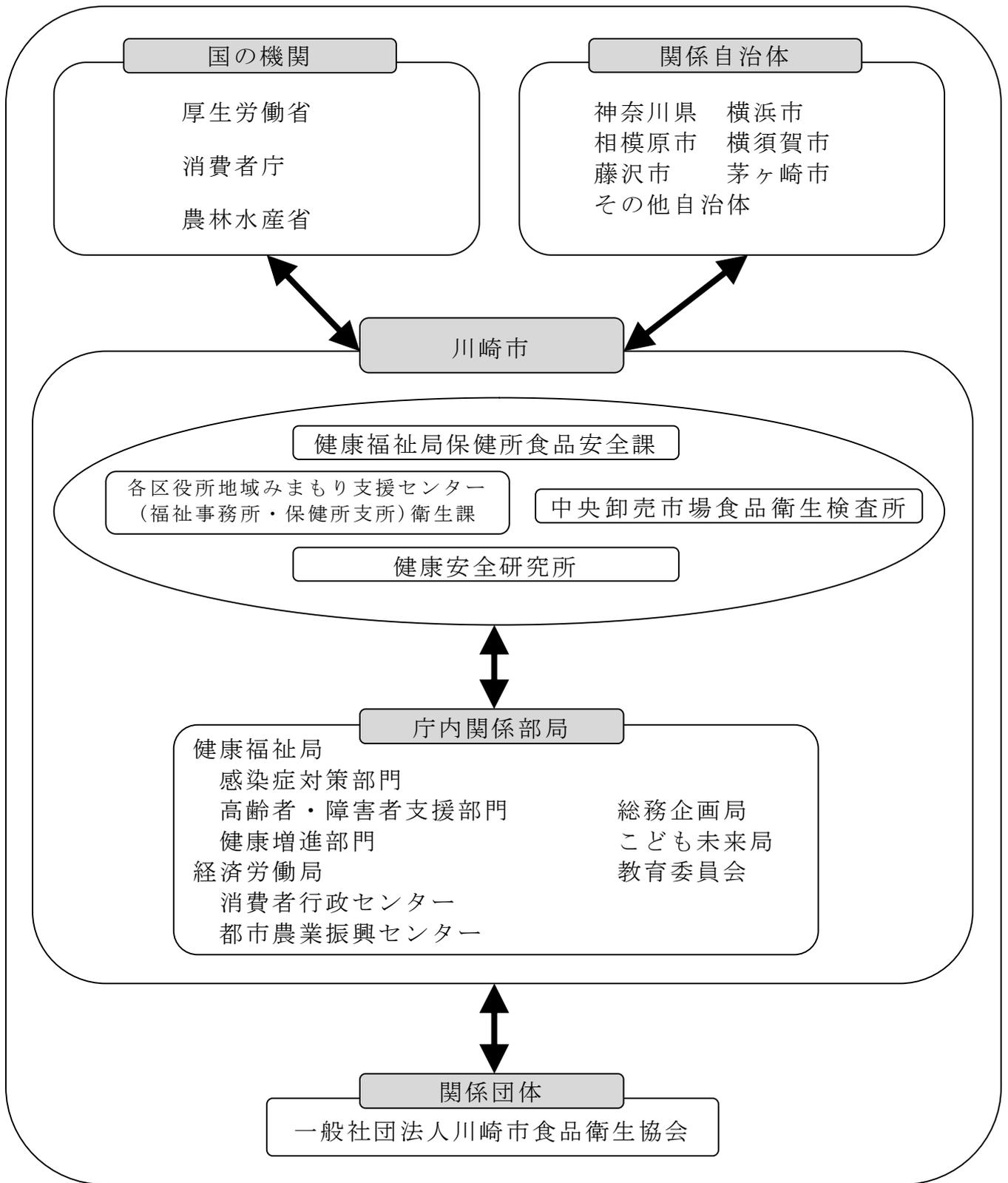


図2 連携体制

第3 施設への立入検査に関する事項

1 監視指導

食品の流通実態、食中毒発生状況、地域特性等を踏まえて施設への年間立入検査回数（別表2・3）を設定し、効果的・効率的な監視指導を行います。

2 違反を発見した場合

違反を発見した場合には、口頭で指導を行い、改善が図られないときは、書面による指導や必要な場合は行政処分を行うとともに、改善が図られたことを確認します。

また、行政処分等を行った場合は、違反内容等を公表するとともに、関係自治体や国の機関と連携して対応します。



図3 卸売市場での監視風景



図4 給食施設での監視風景

第4 食品の収去検査等に関する事項

食品群ごとに、違反状況等を分析し、リスクの高い食品について、収去検査を実施して、食品衛生法で定められた成分規格や衛生規範のほか、食品表示法で定められた食品表示基準への適合状況等を確認します。

また、食品中の放射性物質検査結果をホームページに掲載します。

1 主な検査対象食品等

(1) 市内で製造された食品

生菓子、そうざい、弁当等

(2) 市内を流通する食品等

生鮮食品や加工食品、器具・容器包装やおもちゃ※等

(3) 輸入食品

2 主な検査項目

(1) 微生物検査

腸管出血性大腸菌、カンピロバクター※、サルモネラ属菌※、ノロウイルス等

(2) 理化学検査

残留農薬、動物用医薬品※、食品添加物、放射性物質、アレルギー、遺伝子組換え食品※等

第5 計画の実施状況の公表に関する事項

令和2年度川崎市食品衛生監視指導計画実施結果は令和3年6月末までに、夏期・年末食品一斉監視の結果については随時、ホームページで公表します。

第6 一斉取締りの実施に関する事項

1 夏期食品一斉監視

令和2年7月1日から8月31日まで

2 年末食品一斉監視

令和2年12月1日から12月31日まで

3 緊急監視

危害度の高い違反が多発した場合や広域流通食品による大規模食中毒が発生した場合等には、緊急監視を行います。

第7 食中毒等健康危害発生時の対応に関する事項

事前に収去や検査に必要な器材等を整備するとともに、食中毒等の発生時には、関係機関等と連携して調査を行います。

また、健康被害の拡大防止のために、遡り調査や疫学調査による原因究明を実施します。

大規模又は重篤な食中毒が発生した場合は、総務企画局危機管理室と連携し、食中毒対策本部による全庁的対策を講ずるとともに、必要な場合は、厚生労働省に対し疫学調査専門家チームの派遣等を要請します。

指定成分等を含む食品等*を取り扱う営業者から当該食品等が人の健康に被害を生じ、又は生じさせるおそれがある旨の情報の届出があった場合は、必要に応じて医師等と連携し、厚生労働大臣へ報告します。

第8 計画策定に係る情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション*）の実施に関する事項

監視指導計画の策定にあたっては、ホームページや「川崎市食の安全確保対策懇談会*」等において、意見を募集し、計画へ反映させます。

第9 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の実施に関する事項

食品の安全性を確保するためには、営業者自らが積極的に衛生管理に取り組むことが重要であることから、営業者、従事者及び食品衛生責任者*を対象とした食品衛生講習会等により情報提供を行い、営業者等による自主的な衛生管理を推進します。特に、平成30年6月に改正された食品衛生法により、今後原則として全ての営業者にHACCPに沿った衛生管理が求められることから、経過措置期間終了までに営業者が、これまでの衛生管理からHACCPに沿った衛生管理に移行できるよう、制度の周知及び導入促進を行います。

また、高齢者世帯を対象とした配食サービスボランティア活動や食品の提供を通じた介護予防活動、市民行事における食品の取扱いについて、指導及び情報提供を行います。

第10 関係者相互間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の実施に関する事項

1 関係者相互間の意見交換

食品の安全性の確保に係る施策を的確に講じていくため、市民、営業者、

関係団体等とのリスクコミュニケーションにより相互理解を深め、効果的・効率的に施策を実施します。

2 市民・業者等への情報提供

(1) 食品衛生情報の提供及び啓発活動

市民や業者に対し、ホームページ、SNS、リーフレット等を活用するとともに、講習会や衛生教育を実施し、食品衛生に関する正しい知識やHACCPに沿った衛生管理等の普及啓発を行います。

また、食肉等の生食、野生鳥獣肉（ジビエ）*、魚介類に寄生するアニサキス*やクドア*による危害の発生防止について、指導や情報提供を行います。

(2) 食中毒多発期間における注意喚起等

食中毒警報*やノロウイルス食中毒警戒情報*が発令された場合は、関係機関に情報提供し、周知を依頼するとともに、庁内での懸垂幕掲示等により、注意喚起を行います。

食中毒が多発する夏期や年末には、関係団体や食品衛生推進員*と連携して食品衛生キャンペーン等を実施します。

(3) 自主回収に関する情報提供

神奈川県食の安全・安心の確保推進条例*による自主回収情報をホームページ等で情報提供します。

条例の対象とならない事例については、円滑な自主回収や再発防止に関する助言指導を行います。

(4) その他

経済労働局消費者行政センターや一般社団法人川崎市食品衛生協会と連携してリスクコミュニケーションを実施します。

第11 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上に関する事項

1 食品衛生監視員[※]・検査員の人材育成及び資質の向上

効果的・効率的に業務を実施するため、研究発表会や研修会等に職員を派遣し、専門知識、検査技術、情報収集力、コミュニケーション能力等の向上に努めます。

また、H A C C P に沿った工程管理の普及を推進するため、専門性の高い食品衛生監視員を育成するとともに、「環境・食品衛生関係人材育成基本計画」に基づく教育訓練を実施します。

2 営業者等に対する研修

食中毒予防やH A C C P に沿った衛生管理等について、食品衛生講習会、食品衛生責任者実務講習会及び食品衛生推進員に対する研修を実施するとともに、一般社団法人川崎市食品衛生協会と協力し、食品衛生指導員[※]研修会を実施します。

別表1 主な食品群ごとの重点監視指導項目

食肉、食鳥肉 及び食肉加工 品	食肉製品製造施設における製造又は加工に係る記録の作成及び保存に関する指導
	食肉処理施設における衛生的な処理及び成型(結着) [*] 、 <u>テンダライズ処理[*]</u> 、 <u>タンプリング処理[*]</u> 等の加工方法に関する指導
	枝肉及びカット肉の販売施設における保存温度、衛生的な取扱いに関する指導
	食中毒の原因となる菌が付着している可能性がある食肉等の調理施設に対する加熱調理の徹底など衛生的な取扱いに関する指導
	市内流通品の検査(微生物、動物用医薬品、残留農薬、放射性物質等)
	生食用食肉(内臓を除く牛肉)の規格基準に基づく加工及び調理に関する指導
	生食用牛肝臓の提供禁止及び牛の肝臓の十分な加熱調理に関する情報提供等の調理基準等の遵守に関する指導
乳及び乳製品	豚の食肉(内臓を含む。)の生食用としての提供禁止、十分な加熱調理に関する情報提供等の調理基準等の遵守に関する指導
	乳製品製造施設における製造基準の遵守及び衛生
	乳製品製造施設における製造又は加工に係る記録の作成及び保存に関する指導
食鳥卵	調理及び販売施設における保存温度、衛生的な取扱いに関する指導
	製造及び加工施設における製造又は加工に係る記録の作成及び保存に関する指導
	製造及び加工施設における汚卵、軟卵及び破卵の選別等検卵の徹底に関する指導
	調理及び販売施設における保存温度、衛生的な取扱いに関する指導
	調理及び販売施設における破卵等の検卵の徹底に関する指導
水産食品(魚 介類及び水産 加工品)	製造及び加工施設における洗卵時及び割卵時の汚染防止に関する指導
	調理及び販売施設に対する生食用鮮魚介類等の保存温度、衛生的な取扱いに関する指導
	水産加工品の保存温度、衛生的な取扱い等流通管理に関する指導
	ふぐ認証店等に対するふぐの適正な取扱い及び販売に関する指導
野菜、果物、 穀類、豆類、 種実類、茶等 及びこれらの 加工品	市内流通品の検査(細菌、ノロウイルス、動物用医薬品、微量汚染物質、貝毒、ふぐ毒、放射性物質等)
	卸売市場からの有毒魚介類等の排除
	遺伝子組換え表示対象原料、その加工品等を使用する製造施設等に対する <u>分別生産流通管理[*]</u> 証明書の確認指導
	市内流通品の検査(残留農薬、防かび剤、遺伝子組換え食品、放射性物質、微生物等)
上記以外の一 般食品	卸売市場からの有毒植物等の排除
	製造者及び加工者による異物混入防止対策に関する指導
	製造者及び加工者による製造段階及び加工段階における低温保管等の温度管理に関する指導
	いわゆる野菜浅漬製造施設、カット野菜及び果物加工施設における衛生的な取扱い及び自主検査に関する指導
	添加物(製剤を含む。)の製造者及び加工者並びにこれを使用する食品の製造者及び加工者による使用添加物の確認に関する指導
添加物(製剤を含む。)を使用して製造又は加工した食品についての市内流通品の検査(添加物検査)	
アレルギーを含む食品に関する表示の徹底のための食品関連事業者等による使用原材料の点検及び確認に関する指導	

別表2 年間立入検査回数（市場を除く。）

1 レベルA（年2回）

前年度に食中毒を発生させた施設	
飲食店営業（仕出し屋、弁当屋、給食施設）	同一メニューを1回 300食以上又は1日 750食以上提供する施設 （小・中学校内に 設置された給食施設 を除く。）
給食施設（報告）	
菓子製造業、乳処理業、特別牛乳搾取処理業、乳製品製造業、集乳業、魚介類販売業、魚肉練り製品製造業、食品の冷凍又は冷蔵業、缶詰又は瓶詰食品製造業、あん類製造業、アイスクリーム類製造業、食肉処理業、食肉販売業、食肉製品製造業、乳酸菌飲料製造業、食用油脂製造業、マーガリン又はショートニング製造業、みそ製造業、醤油製造業、ソース類製造業、酒類製造業、豆腐製造業、納豆製造業、めん類製造業、そうざい製造業、添加物製造業、食品の放射線照射業、清涼飲料水製造業、氷雪製造業、食品製造業、食品添加物製造業、魚介類加工業	
大規模食品製造施設 （工場形態の営業であって、市内全域を広く流通する食品の製造等を行う施設）	

2 レベルB（年1回）

飲食店営業、菓子製造業、乳処理業、特別牛乳搾取処理業、乳製品製造業、集乳業、魚介類販売業、魚肉練り製品製造業、食品の冷凍又は冷蔵業、缶詰又は瓶詰食品製造業、あん類製造業、アイスクリーム類製造業、食肉処理業、食肉販売業、食肉製品製造業、乳酸菌飲料製造業、食用油脂製造業、マーガリン又はショートニング製造業、みそ製造業、醤油製造業、ソース類製造業、酒類製造業、豆腐製造業、納豆製造業、めん類製造業、そうざい製造業、添加物製造業、食品の放射線照射業、清涼飲料水製造業、氷雪製造業、給食施設（報告）、食品製造業、食品添加物製造業、魚介類加工業	レベルA及びC施設を除く
乳搾取業、氷雪採取業、食品衛生法第4条第4項に規定する器具の製造業、食品衛生法第4条第5項に規定する容器包装の製造業、食品衛生法施行規則第78条に規定するおもちゃの製造業、魚介類行商、認定小規模食鳥処理事業場、 <u>食品等輸入事務所等</u> ※	

3 レベルC（随時：営業許可更新時等）

飲食店営業	キャバレー、バー、まあじゃん屋等
	給食施設
給食施設（報告）	1回20食未満又は1日50食未満提供する施設及び学校給食センター配送校
食品の冷凍又は冷蔵業（製造等を行わない施設）、喫茶店営業、乳類販売業、氷雪販売業、野菜果物販売業、そうざい販売業、菓子（パンを含む。）販売業、食品販売業、食品添加物販売業、食品衛生法第4条第4項に規定する器具の販売業、食品衛生法第4条第5項に規定する容器包装の販売業、食品衛生法施行規則第78条に規定するおもちゃの販売業、発酵乳等販売業	
自動車及び自動販売機による営業	

別表 3 年間立入検査回数（市場）

1 中央卸売市場北部市場

魚介類販売業、食肉販売業、食肉処理業、乳類販売業（自動販売機を除く。）、食品製造業、野菜果物販売業、そうざい販売業、菓子（パンを含む。）販売業、食品販売業、食品衛生法第4条第4項に規定する器具の製造業又は販売業、食品衛生法第4条第5項に規定する容器包装の製造業又は販売業、魚介類加工業	日 1 回
魚介類せり売営業（早朝監視時）	週 2 回
飲食店営業、給食施設（報告）	年 6 回
冰雪製造業（自動販売機を除く。）	年 2 回
認定小規模食鳥処理事業場、食品の冷凍又は冷蔵業	年 1 回
自動販売機による営業	随 時

2 地方卸売市場南部市場

魚介類販売業、食肉販売業、乳類販売業（自動販売機を除く。）、冰雪販売業、発酵乳等販売業、食品製造業、野菜果物販売業、食品販売業、食品衛生法第4条第4項に規定する器具の製造業又は販売業、食品衛生法第4条第5項に規定する容器包装の製造業又は販売業	週 1 回
飲食店営業、食品の冷凍又は冷蔵業、魚介類せり売営業（早朝監視）	月 1 回
自動販売機による営業	随 時

別表 4 収去等実施計画（衛生課・食品専門監視担当）

食 品 群	年間の収去予定数（検体数）	延べ項目数	検 査 項 目											
			微生物学検査				理化学検査							
			細菌	ウイルス	左記以外の微生物学検査	延べ項目数	添加物	残留農薬	動物用医薬品・飼料添加物	組換えDNA技術応用食品（遺伝子組換え食品）	アレルギー	放射性物質	左記以外の理化学検査	延べ項目数
合 計	1,460	11,112	8,645		18	8,663	386	1,561	288	21	10	18	165	2,449
魚介類	67	315	244			244			30			6	35	71
魚介類加工品	8	62	47			47	6				2		7	15
肉卵類及びその加工品	34	596	211			211	36	91	258					385
乳、乳製品及び乳類加工品	4	40	32			32	8							8
アイスクリーム類・氷菓	7	62	46			46	4						12	16
穀類及びその加工品	34	263	132			132	23	100			4	2	2	131
豆類及びその加工品	38	245	187			187	4	50				2	2	58
野菜類果物及びその加工品	84	1,714	282		12	294	66	1,320				6	28	1,420
無加熱摂取冷凍食品	2	9	6			6	3							3
凍結前加熱加熱後摂取冷凍食品	7	36	20			20	16							16
凍結前未加熱加熱後摂取冷凍食品	5	31	18			18	13							13
生食用冷凍魚介類														
かん詰・びん詰食品	6	48	6			6	42							42
清涼飲料水	8	104	22			22	39						43	82
酒精飲料	4	24					24							24
氷雪・水	3	14	10			10							4	4
菓子	130	750	690			690	56				4			60
そうざい、弁当等（半製品を含む）	972	6,649	6,642			6,642	7							7
その他の食品	38	112	46		6	52	37			21		2		60
添加物及びその製剤	2	6	4			4	2							2
器具及び容器包装	3	6											6	6
おもちゃ	4	26											26	26

別表5 収去等実施計画（中央卸売市場食品衛生検査所）

食 品 群	年間の収去予定数（検体数）	延べ項目数	検 査 項 目											
			微生物学検査				理化学検査							
			細菌	ウイルス	左記以外の微生物学検査	延べ項目数	添加物	残留農薬	動物用医薬品・飼料添加物	組換えDNA技術応用食品（遺伝子組換え食品）	アレルギー	放射性物質	左記以外の理化学検査	延べ項目数
合 計	469	3,711	2,118	18		2,136	502	880	157			30	6	1,575
魚介類	82	652	564	18		582			52			12	6	70
魚介類加工品	128	762	432			432	330							330
肉卵類及びその加工品	42	441	312			312	24		105					129
乳、乳製品及び乳類加工品														
アイスクリーム類・氷菓														
穀類及びその加工品														
豆類及びその加工品														
野菜類果物及びその加工品	66	1,210	200			200	112	880				18		1,010
無加熱摂取冷凍食品														
凍結前加熱加熱後摂取冷凍食品														
凍結前未加熱加熱後摂取冷凍食品	8	32	32			32								
生食用冷凍鮮魚介類														
かん詰・びん詰食品														
清涼飲料水	2	24	4			4	20							20
酒精飲料														
氷雪・水	1	2	2			2								
菓子	4	16					16							16
そうざい、弁当等（半製品を含む）	132	564	564			564								
その他の食品	4	8	8			8								
添加物及びその製剤														
器具及び容器包装														
おもちゃ														

別表 6 試験検査実施計画（健康安全研究所）

食 品 群	年間の収去予定数（検体数）	延べ項目数	検 査 項 目											
			微生物学検査				理化学検査							
			細菌	ウイルス	左記以外の微生物学検査	延べ項目数	添加物	残留農薬	動物用医薬品・飼料添加物	組換えDNA技術応用 食品（遺伝子組換え食品）	アレルギー	放射性物質	左記以外の理化学検査	延べ項目数
合 計	1,483	12,143	8,645		18	8,663	386	2,441	445	21	10	6	171	3,480
魚介類	68	367	244			244			82				41	123
魚介類加工品	8	62	47			47	6				2		7	15
肉卵類及びその加工品	42	701	211			211	36	91	363					490
乳、乳製品及び乳類加工品	4	40	32			32	8							8
アイスクリーム類・氷菓	7	62	46			46	4						12	16
穀類及びその加工品	34	263	132			132	23	100			4	2	2	131
豆類及びその加工品	38	245	187			187	4	50				2	2	58
野菜類果物及びその加工品	98	2,588	282		12	294	66	2,200					28	2,294
無加熱摂取冷凍食品	2	9	6			6	3							3
凍結前加熱加熱後摂取冷凍食品	7	36	20			20	16							16
凍結前未加熱加熱後摂取冷凍食品	5	31	18			18	13							13
生食用冷凍鮮魚介類														
かん詰・びん詰食品	6	48	6			6	42							42
清涼飲料水	8	104	22			22	39						43	82
酒精飲料	4	24					24							24
氷雪・水	3	14	10			10							4	4
菓子	130	750	690			690	56				4			60
そうざい、弁当等(半製品を含む)	972	6,649	6,642			6,642	7							7
その他の食品	38	112	46		6	52	37			21		2		60
添加物及びその製剤	2	6	4			4	2							2
器具及び容器包装	3	6											6	6
おもちゃ	4	26											26	26

別表 7 試験検査実施計画（中央卸売市場食品衛生検査所）

食 品 群	年間の収去予定数（検体数）	延べ項目数	検 査 項 目											
			微生物学検査				理化学検査							
			細菌	ウイルス	左記以外の微生物学検査	延べ項目数	添加物	残留農薬	動物用医薬品・飼料添加物	組換えDNA技術応用食品（遺伝子組換え食品）	アレルギー	放射性物質	左記以外の理化学検査	延べ項目数
合 計	446	2680	2,118	18		2,136	502					42		544
魚介類	81	600	564	18		582						18		18
魚介類加工品	128	762	432			432	330							330
肉卵類及びその加工品	34	336	312			312	24							24
乳、乳製品及び乳類加工品														
アイスクリーム類・氷菓														
穀類及びその加工品														
豆類及びその加工品														
野菜類果物及びその加工品	52	336	200			200	112					24		136
無加熱摂取冷凍食品														
凍結前加熱加熱後摂取冷凍食品														
凍結前未加熱加熱後摂取冷凍食品	8	32	32			32								
生食用冷凍鮮魚介類														
かん詰・びん詰食品														
清涼飲料水	2	24	4			4	20							20
酒精飲料														
氷雪・水	1	2	2			2								
菓子	4	16					16							16
そうざい、弁当等(半製品を含む)	132		564											
その他の食品	4	8	8			8								
添加物及びその製剤														
器具及び容器包装														
おもちゃ														

別表 8 その他の検査（拭取り等）

		検査予定数			延べ項目数		
		衛生課・ 食品専門 監視担当※ ¹	中央卸売 市場食品 衛生検査所	計	衛生課・ 食品専門 監視担当※ ¹	中央卸売 市場食品 衛生検査所	計
拭 取 り	器 具	180	34	214	585	170	755
	手 指	94	34	128	303	170	473
	食 品	0	0	0	0	0	0
	その他※ ²	0	0	0	0	0	0
	小計	274	68	342	888	340	1228
その他※ ³		0	0	0	0	0	0
合 計		274	68	342	888	340	1228

※1 健康安全研究所による検査

※2 施設、設備の拭取り等上記に該当しない検査

※3 ふきん等食品以外の検査

【あ行】

・ アニサキス

魚介類に寄生する寄生虫の一種で、その幼虫がサバ、アジ、イカ、イワシ、サンマなどに寄生します。魚介類の内臓に寄生しているアニサキス幼虫は、鮮度が落ちると、内臓から筋肉に移動することが知られています。アニサキスが寄生している魚介類を生又は加熱が不十分な状態で食べると感染することがあります。多くは食後2～8時間で、激しい腹痛、悪心、おう吐等の症状を呈します。

・ アレルゲン

食物の摂取により、身体の免疫機能を介して、皮膚症状や消化器症状等の障害を起こす反応を「食物アレルギー」といい、このような反応を引き起こす物質を「アレルゲン」といいます。アレルギーを起こしやすい食品やアレルギーを起こすと重症化する食品について、その危害防止のために原材料表示が義務付けられました。現在、表示が義務付けられている原材料は、小麦、そば、卵、落花生（ピーナッツ）、乳、えび、かにの7品目です。また、これに準ずるものとして、アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチンの21品目の表示が奨励されています。

・ 一般社団法人川崎市食品衛生協会

食品衛生法の趣旨に基づいて行政に協力し、飲食に起因する危害の発生を防止し、食品衛生の向上を図ることを目的として、昭和29年4月に設立された団体です。食品関係営業者の食品衛生思想の向上及び業界の自主管理体制

制の確立を図るために、各種講習会を開催するほか、市の夏期・年末食品一斉監視に合わせて食品衛生指導員による巡回指導を実施するとともに、食品衛生月間（8月）に保健所と連携して食品安全キャンペーン等を実施しています。

- **遺伝子組換え食品**

食品として用いられている植物等の性質を人間にとってより有利なものに変えるために、他の生物から有用な性質を付与する遺伝子を取り出し、組み込む技術を応用した食品です。令和元年11月12日現在、322品種の作物（じゃがいも、大豆、てんさい、とうもろこし、なたね、わた、アルファルファ、パパイヤ）と44品目の食品添加物が、安全性審査の手続きを経ており、その輸入と国内流通が認められています。

- **おもちゃ**

乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして、厚生労働大臣が指定するおもちゃについては、食品衛生法の規定が準用され、有毒、有害なおもちゃの製造・販売等は禁止されています。現在、指定されているおもちゃは、乳幼児の口に接触するおもちゃ、アクセサリーがん具、折り紙、がらがら、風船などです。

- **卸売市場**

卸売市場は、生活に必要な生鮮食料品の安定供給や農林水産業の発展にも重要な役割を果たしています。本市には、農林水産大臣の許可を受けた中央卸売市場（北部市場）と神奈川県知事の許可を受けた地方卸売市場（南部市場）があります。北部市場は、川崎・横浜北部地域の供給圏人口の増大を背景に、市民生活に直結する広域型生活拠点市場を目指し、南部市場は、市街地という立地条件を活かした生活密着型のコンパクト市場を目指しています。

【か行】

・ 神奈川県食の安全・安心の確保推進条例

県民や事業者と協力して食の安全・安心の確保に向けた取組を一層進め、食品や食品関連事業者への信頼向上を目指すために、平成21年7月17日に公布施行された条例です。

「県民の健康の保護」等4つの基本理念と「食品関連事業者の自主的な情報提供の促進」等6つの基本的施策を定めており、本市を含む県内保健所設置市には、「食品等の自主回収報告」及び「食品等輸入事務所等届出」の事務が、平成22年4月1日から移譲されました。

・ 川崎市食の安全確保対策懇談会

食品の安全確保に関する施策について委員の意見を求める会議です。学識経験者、消費者、食品関係等の事業者の10人以内の委員で構成されています。

・ 川崎市食品衛生法に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例

食品衛生法の規定に基づき、営業施設等の清潔保持など公衆衛生上講ずべき措置について基準を定めていた条例です。平成30年6月の食品衛生法改正に伴い令和元年度に改正され、この条例で定めていた基準は、今後（令和3年6月以降）、食品衛生法施行規則で定められます。

・ 官能検査

五感（視・聴・味・嗅・触覚）を用いて物の特性を評価する方法です。食品の官能検査では、腐敗・変敗、かびの発生、容器包装異常や表示内容などを確認しています。

・ カンピロバクター

動物の腸管内に広く存在する細菌で、汚染された水や食品から人間に感染

し、急性胃腸炎を起こします。他の食中毒に比べ、少ない菌量で発症しますが、発症するまでの時間は平均2～5日と長い特徴があります。この菌による食中毒は、食肉の生食や加熱不十分な肉料理の喫食が主な原因となっています。

- **クドア**

クドア（クドア・セプトエンクタータ）は、ヒラメに寄生するクドア属の寄生虫（粘液胞子虫）の一種です。クドアによる食中毒は、生食用生鮮ヒラメ（ヒラメのお刺身等）に関連するものが多く、食後数時間程度で一過性のおう吐や下痢を呈し、軽症で終わる症状が特徴です。クドアは、-20℃で4時間以上の冷凍、または、中心温度75℃5分以上の加熱により病原性が失われることが確認されていることから、一度凍結したのちに喫食したり、加熱調理することにより食中毒は防止できると考えられています。

- **検査等の業務管理**

食品衛生検査施設において、検体の採取から検査結果の報告までの一連の作業について、標準作業書を定めて適切に実施するとともに、必要な記録を行い、それらを正しく保管することによって一定の水準が維持されていることを担保する仕組みです。そのほか、信頼性確保部門による内部点検、施設内部で行う内部精度管理及び第三者機関が行う外部精度管理等があります。

- **広域連携協議会**

食品衛生法の改正に伴い、広域的な食中毒事案の発生防止等のための関係者の連携・協力を目的とし、国と関係自治体の情報共有の場として、設置された協議会です。緊急を要する場合には、厚生労働大臣は、協議会を活用し、広域的な食中毒事案に対応を行います。

【さ行】

- **サルモネラ属菌**

種類が非常に多く、人間に病原性がある種類も多い細菌で、人間や家畜その他多くの動物の腸内に存在し、河川、下水等の自然界にも広く分布しています。この菌による食中毒の原因食品として、食肉や卵等の畜産物が知られています。

- **残留農薬**

使用した農薬が、農産物等に残留したり、土壌を通じて移行したりしたものを残留農薬といいます。農薬が残留した食品を摂取することにより、人の健康を損なうことがないように、食品衛生法で食品に残留する農薬の成分量の限度が定められています。

- **指定成分等を含む食品等**

食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物であって、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定したものを含む食品。

- **収去**

試験検査に供するために、食品衛生監視員が食品や食品添加物等を営業施設等から必要量を譲り受けることをいいます。収去に際しては、被収去者（食品等営業者）に対して収去証を交付します。

- **食中毒警報**

細菌性食中毒の発生には、気温や海水温度の上昇などが影響していることから、神奈川県では、発生が懸念される日を予測して「食中毒警報」を発令しています。発令期間は、例年7月下旬頃から10月中旬頃までです。

- **食品衛生監視員**

食品衛生法の規定に基づき、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止す

るために監視指導等を行います。食品衛生法により資格要件が定められています。

- **食品衛生指導員**

安全で衛生的な食品を提供するため、昭和35年に日本食品衛生協会が設けた制度です。本市においては、現在、約400名が営業施設等の巡回指導、製品の自主検査の推進、消費者への食品衛生思想の普及啓発等に活躍しています。

- **食品衛生推進員**

平成7年の食品衛生法の改正により新設された制度で、市長の委嘱を受け、地域の情報収集及び伝達、保健所活動への協力等食品衛生の確保のために活動しています。

- **食品衛生責任者**

管理運営基準条例の規定に基づき、営業許可を受けた営業者が衛生管理を行うために施設ごとに設置する責任者です。定期的の実務講習会を受講して知識の向上を図るとともに、自主的な衛生管理の推進を担います。

- **食品等輸入事務所等**

「神奈川県食の安全・安心の確保推進条例」で規定される用語で、食品等を輸入する食品関連事業者（「食品安全基本法」第8条第1項に規定する食品関連事業者）が、「関税法」第67条の規定による輸入の申告又は同法第73条第1項の規定による承認の申請に係る業務を行う事務所又は事業所です。

- **食品表示法**

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保することを目的に平成25年に制定された法律です。それまで食品衛生法、JAS法及び健康増進法の3法に分かれていた食品の表示に関

する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度として整理されました。

- **成型（結着）**

他の食肉の断片を結着させ成型する処理です。この処理により、病原微生物で内部が汚染されるおそれがあることから、処理をした旨及び飲食に供する際に十分な加熱を要する旨を表示することが必要とされています。

【た行】

- **大量調理施設衛生管理マニュアル**

集団給食施設等における食中毒を予防するため、HACCPの概念に基づき、調理過程における重要管理事項を示したものです。

- **タンブリング処理**

食肉を調味料に浸けこむ処理です。この処理により、病原微生物で内部が汚染されるおそれがあります。

- **腸管出血性大腸菌**

病原性大腸菌の一種で、腸管内でベロ毒素という血便の原因となる毒性の強い毒素を放出します。食品とともに摂取され、少量の菌数でも食中毒を起こすことがあります。また、潜伏期間が長いため、原因の特定が難しい事例が多く見られます。特に、乳幼児や高齢者は、溶血性尿毒症症候群や脳症など重症にいたる場合もあるので、注意を要します。

- **テンダライズ処理**

食肉に針状の刃を刺し通し、原形を保ったまま硬い筋や繊維を短く切断する処理です。この処理により、病原微生物で内部が汚染されるおそれがあります。

- **動物用医薬品**

畜産動物や養殖魚に対して、病気の治療や予防のために使用されるもので、

抗生物質や寄生虫駆除薬等があります。食品衛生法で食品に残留する動物用医薬品の成分量の限度が定められています。

【な行】

・ ノロウイルス

手指や食品などを介して経口感染し、ヒトの腸管で増殖し、おう吐、下痢、腹痛などを起こします。健康な方は軽症で回復しますが、乳幼児や高齢者は重症化することがあります。ノロウイルスによる感染性胃腸炎や食中毒は、一年を通して発生していますが、特に冬季に流行します。

・ ノロウイルス食中毒警戒情報

感染症発生動向調査として、定点医療機関から毎週報告される「感染性胃腸炎」の患者増加とノロウイルス食中毒の発生には関連性があることから、神奈川県では、10月1日以降に報告される感染性胃腸炎患者数が、前週の値に比べ3週間連続して上昇した場合に警戒情報を発令しています。警戒情報は、3月末日に解除されます。

【は行】

・ HACCP（ハサップ）

1960年代に、米国で宇宙食の安全性確保のために考案された食品製造管理手法です。製造における重要な工程を連続的に管理することで製品の安全を高度に保証するシステムです。平成30年の食品衛生法の改正により、原則として全ての営業者にHACCP（ハサップ）に沿った衛生管理が適用されます。

・ 分別生産流通管理（IPハンドリング）

“遺伝子組換え食品ではない”又は“遺伝子組換え食品が含まれていないかどうか”を客観的に証明するため、「遺伝子組換え農産物」又は「非遺伝子組換え農産物」を、生産・流通・製造の各段階で混入しないよう分別して

管理し、その内容を証明する書類により明確化する方法をいいます。

【や行】

- **野生鳥獣肉（ジビエ）**

シカ、イノシシなど狩猟の対象となり食用とする野生鳥獣又はその肉のことです。生又は加熱不十分なジビエには、E型肝炎や腸管出血性大腸菌による食中毒のリスクがあるほか、寄生虫の感染も知られています。

【ら行】

- **リスクコミュニケーション**

リスクの管理や評価を行う機関、食品等の生産、製造、流通の関係者、消費者等が、それぞれの立場から相互に情報や意見を交換することです。リスクコミュニケーションを行うことで、関係者相互の理解を深めることができます。